

五 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改 正 案

現 行

（信託財産状況報告書の交付頻度）

第十九条の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条
第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める
期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定め
る期間とする。

一 (略)

二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険

法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下
この号及び第二十二条第十項において「平成二十五年厚生年金等
改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力
を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規
定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号
。第二十二条第十項において「改正前厚生年金保険法」という。

）第一百三十条の二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第百
四十一号）第一百二十八条第三項の規定による信託契約である場合
三月

（信託財産状況報告書の交付頻度）

第十九条の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条
第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める
期間は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定め
る期間とする。

一 (略)

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の

二第一項又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百
二十八条第三項の規定による信託契約である場合 三月

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させること
のない体制の整備に関する事項）

（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させること
のない体制の整備に関する事項）

第二十二条 (略)

259

10 信託業務を営む金融機関は、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第一項に規定する信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約の相手方である厚生年金基金から同法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従つて当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対し、その示されたところに従つて当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明をして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

◦

第二十二条 (略)

259

10 信託業務を営む金融機関は、厚生年金保険法第百三十条の二第一項に規定する信託契約（以下この項及び次条第二項ただし書において「年金信託契約」という。）を締結し、当該年金信託契約に基づき、同法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の運用（以下この項及び次条第二項第八号において「積立金の運用」という。）を行う場合において、当該年金信託契約の相手方である厚生年金基金から同法第百三十六条の四第三項の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該厚生年金基金に対して、その示されたところに従つて当該積立金の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び年金信託契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うための十分な体制を整備しなければならない。

(信託財産に係る行為準則)

第二十三条 (略)

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第六号から第八号までに掲げる行為については、年金信託契約である場合に限る。

一～五 (略)

六 存続厚生年金基金が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。次号において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。同号において「廃止前厚生年金基金令」という。）第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知つた場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知しないこと。

七 存続厚生年金基金から、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第三十条第一項第一号の規定に違反し、信託財産の運用として特定の金融商品（金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）を取得させることその他の運用方法の特定があつた場合において、これに応

(信託財産に係る行為準則)

第二十三条 (略)

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第六号から第八号までに掲げる行為については、年金信託契約である場合に限る。

一～五 (略)

六 厚生年金基金が厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第一項の規定に違反するおそれがあることを知つた場合において、当該厚生年金基金に対し、その旨を通知しないこと。

七 厚生年金基金から、厚生年金基金令第三十条第一項第一号の規定に違反し、信託財産の運用として特定の金融商品（金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。）を取得させることその他の運用方法の特定があつた場合において、これに応

する金融商品をいう。）を取得させることその他の運用方法の特定があつた場合において、これに応じること。

八 積立金の運用に関して、存続厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。

3～5 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十一条の五 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの一間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十一条の二に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくは口若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

じること。

八 積立金の運用に関して、厚生年金基金に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げること。

3～5 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十一条の五 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの一間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十一条の二に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、口若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

3 四 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第三十一条の六の二 法第二条の二において準用する金融商品取引法
第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に
掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 復帰申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第
三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条
において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨
イ 法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各
号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に
関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただ
し書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の
記載事項)

イ・ロ (略)

3 四 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第三十一条の六の二 法第二条の二において準用する金融商品取引法
第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に
掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 復帰申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第
三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条
において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨
イ 法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各
号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が法第二条の
二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に定める者
である場合（法第二条の二において準用する金融商品取引法第
四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない
旨

ロ (略)

四・五 (略)

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の
記載事項)

第三十一条の八 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十一条の九の二において同じ。）に関して申出者（法第二条に規定する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

（申し出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第三十一条の十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十一条の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）

第三十一条の八 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十一条の九の二において同じ。）に関して申出者（法第二条において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

（申し出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第三十一条の十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十一条の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

（特定信託契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）

第三十一条の十五 信託業務を営む金融機関がその行う特定信託契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第三十一条の二十 契約締結前交付書面には、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項を、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（次項及び第三項において「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 信託業務を営む金融機関は、契約締結前交付書面には、第三十一条の二十二第一項第一号に掲げる事項及び法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

第三十一条の二十 契約締結前交付書面には、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（次項において「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第三十一条の二十 契約締結前交付書面には、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（次項において「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 信託業務を営む金融機関は、契約締結前交付書面には、第三十一条の二十二第一項第一号に掲げる事項及び法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(紛争解決委員の利害関係等)

第四十二条の十一 (略)

2 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財團法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第四十二条の十一 (略)

2 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 (略)

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 (略)